

豊田市市民活動促進委員会の概要

1. 委員会の目的

豊田市の市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議することを目的とします。

2. 委員会の役割

豊田市では、市民活動がさらに活発になることをめざし「市民活動促進条例」を制定しました。市民活動促進委員会は、市民活動促進条例により設置される市の附属機関です。

(＊豊田市市民活動促進条例抜粋)

(豊田市市民活動促進委員会)

第 8 条 市長の諮問に応じ、市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、豊田市市民活動促進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

市民活動促進委員会の役割は、市民活動促進計画に関する事項についての調査・審議・提言・評価です。

今期の市民活動促進委員会では、第 4 期市民活動促進計画における事業の進捗状況管理及び、課題検討事項に対する審議を行います。

* 第 4 期市民活動促進計画の概要

①計画の位置づけ 「豊田市市民活動促進条例」第 7 条に定める、「市民活動を促進する市の施策」

②市民活動促進のための取組 基本方針 1：市民が、市民活動を知る・参加するきっかけをつくります
基本方針 2：市民活動者・団体が、活動を継続・発展させるための支援を

します

基本方針 3：市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能を強化します

③計画期間 令和 4 年度～令和 7 年度（4 カ年）

④計画の評価・見直し 令和 7 年度

3. 委員会委員の任期

令和5年4月1日～令和7年3月31日（1期2年、再任を妨げない）

4. 豊田市市民活動促進委員会要綱

豊田市市民活動促進委員会に関し、必要な事項を、以下の要綱で定めています。

（*豊田市市民活動促進委員会要綱抜粋）

（会長及び副会長）

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則公開とする。ただし、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）第7条各号に定める不開示情報を扱う場合又は会長が非公開が適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議の公開の周知）

第5条 会議の公開の周知は、市ホームページに、審議会等の会議の公開に関する実施基準（平成14年1月1日施行）に記載する周知事項を掲載することにより行うものとする。

（会議録の作成及び公開）

第12条 委員会の事務局は、会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。

- 2 会議録は、要約表記とする。
- 3 会議録を作成したときは、会長及び副会長の確認を受けたのち、市ホームページに掲載するほか、市政情報コーナーに設置し、一般の閲覧に供するものとする。

（委員会の運営）

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。